

IV. オンブズパーソンの 会議等と情報公開

**オンブズパーソン会議の開催状況
個々の事例に関する研究協議
情報公開の対応**

IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例に基づいて、条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3人のオンブズパーソンが話し合って決定します(条例施行規則第5条第2項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについてです。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表IV-1 第7年次(2005年1月～12月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	2月17日	(議案第1号) 第6年次報告書について
第2回会議	4月8日	(議案第2号) 代表オンブズパーソンの互選について (議案第3号) 2005(平成17)年度オンブズパーソン事務局の事務分掌について (報告事項) ① 2005(平成17)年度オンブズパーソン事業に係る当初予算について
第3回会議	4月22日	(議案第4号) 調査相談専門員のうち専門員の選任について (報告事項) ① 2005(平成17)年1月～3月の相談等の受付状況について
第4回会議	12月16日	(議案第5号) 条例運営について (報告事項) ① 2005(平成17)年1月～11月の相談等の受付状況について ② 2006(平成18)年度オンブズパーソン事業に係る予算計画について

□オンブズパーソン会議の開催状況□

第7年次では、オンブズパーソン会議は、計4回にわたって開催しました(表IV-1)。審議された各議案のあらましは、次のとおりです。

○議案第1号

条例第20条により第5年次報告書の市長への報告、並びに公表を行うにあたって、報告事項や内容について最終検討を行い、全員一致で確認しました。

○議案第2号

第3期のオンブズパーソン委嘱期間満了に伴い、条例第5条第2項の規定によりあらためて代表オンブズパーソン及び代表オンブズパーソン代行の互選を必要とし、代表に田中文子氏、代表代行に羽下大信氏が選任されました。

○議案第3号

オンブズパーソンの第三者性や昨年度より実施しているチーフ相談員制を考慮して、事務分掌について一部改善を提案し、川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第3条第2項により審議の結果、全員一致で可決しました。

○議案第4号

調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソン経験者3名、相談員経験者1名、公民館長(元学校長)1名の計5名の推薦を全員一致で決定しました。

○議案第5号

条例第20条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等を提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

□個々の事例に関する研究協議□

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎり3人のオンブズパーソンが意見交換し深める機会を持ったり、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

○状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週金曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回4時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなるものです。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議してきました。

第7年次では、このような研究協議は計45回に及んでもたれました。ただし、研究協議は具体的な個人情報を多く含む事例を扱うため、原則非公開としています。

□情報公開の対応□

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応しています。

第7年次は、市情報公開条例第6条の規定にもとづく公文書の公開請求及び市個人情報保護条例第21条の規定にもとづく個人情報の開示請求はありませんでした。

ただし、昨年より市個人情報保護審査会へ諮問している案件については、継続して審理されているところです。

なお、子どもの人権オンブズパーソンの制度運営においては、公開・開示請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開・開示することが原則といえます。その意味において、とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護に最大限の配慮をしながら、積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第20条、施行規則第22条)。

そこで、それらについては先の「II.オンブズパーソンの調査活動」で概要や条例上の対処の一部を公開するものです。